

農政時流

第58号

令和4年6月1日発行

(一社)宮城県農業会議

仙台市青葉区堤通雨宮町4-17

TEL / 022-275-9164

<https://miyanoukai.jp/>

1面：第12回臨時総会において令和4年度事業計画等を承認
 2面：今年度から取り組む新たな農地利用の最適化活動について農林水産省がガイドライン発出
 3面：アグリレディス21が県農政部長に農林水産大臣賞受賞を報告
 宮城県農業法人協会は活発に活動しています
 お知らせ「第24回全国農業担い手サミットinふくい」開催決定

4面：農業委員会が非農地判断した土地の職権による地目変更登記が可能です
 農業委員の認定農業者過半要件の例外規定が緩和されました
 令和4年度第1回理事会報告

第12回臨時総会において令和4年度事業計画等を承認

(一社)宮城県農業会議の第12回臨時総会を去る3月22日(火)に開催しました。

冒頭、中村会長から「政府・国会では『人・農地プラン』の法定化をはじめとする『人・農地など関連施策の見直し』が進められ、関係法令の改正が行われている。農林水産省は、2月にガイドラインを発出し、農業委員会組織に対して、農地等利用の最適化活動の確実な実施と透明性の確保を求めている。農業委員会組織としては、こうした動きに適切に対応し、農業者の意見を取り入れ、組織活動の強化を図りながら、『新たな農地等利用の最適化活動』に積極的に取り組んでいきたい」との挨拶がありました。

続いて、「令和3年度の農業委員会だよりコンクール」の表彰式を行い、最優秀賞の加美町農業委員会を始め、優秀賞の仙台市と登米市、特別賞の大崎市、栗原市の5農業委員会に対し、賞状と記念品を授与しました。その後、宮城県知事（代理宮城県農政部金須副部長）から祝辞を頂戴し、議事に入りました。

議事では、第1号議案の「令和4年度事業計画（案）について」など5議案が上程され、すべて原案どおり承認されました。このうち、令和4年度事業計画の主な内容について紹介します。

1点目は、ガイドラインに基づき、新たな農地等利用の最適化活動が適切に実施されるよう、また目標達成に向けた取組をPDCAサイクルにより、着実に成果が積み上げられるよう支援します。

2点目は、農業委員会が徹底した意向把握を実施し、「目標地図」の素案が作成されるよう支援するとともに、今年度から「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動」を開始し、県推進本部を設置して推進します。

3点目は、「宮城県農業経営・就農支援センター」の活動を通じて、認定農業者や農業法人、新規就農者等が抱える経営上の課題や経営継承等の解決に向け、経営相談や専門家の派遣などを通じて伴走型の支援を行います。さらに共同申請を促進し、女性の認定農業者を育成していきます。



4点目は、今年度から始まる「農地利用の最適化を強化するための全国農業新聞普及推進3ヵ年運動」に基づき、全国農業新聞や全国農業図書の普及推進、さらには「農業委員会だよりコンクール」の実施などを通じて農業委員会活動の見える化を推進します。

その他、農地等転用許可の厳格かつ適正な処理、現場の意見を取りまとめ、意見提出や政策提言、要請活動を行います。皆様には、本会の取組に御理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今年度から取り組む新たな農地利用の最適化活動について

～ 農林水産省がガイドライン発出 ～

農林水産省は、「農業委員会による最適化活動の推進等について（以下ガイドラインという）」（令和4年2月2日付け3経営第2584号 経営局長通知）を発出しました。

この通知では、農業委員や農地利用最適化推進委員が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回り等多岐にわたることを示した上で、農業委員会は最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要があることから、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況について点検・

評価して、その結果を公表することが定められました。

市町村農業委員会は、今年度からガイドラインを踏まえて、「新たな農地利用最適化活動」に取り組むこととなります。また、農地利用最適化交付金については、令和4年度から交付の仕組みを見直し、最適化活動に係る活動と成果についての目標を定め、その達成度合いに応じて交付されることとなりますが、活動量に重きを置くことになっております。

[成果目標] については、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進の3つで推進委員等の担当区域ごとに目標の設定を行うことになっていきますので、担当区域ごとの目標の合計が農業委員会の目標を下回らないように設定する必要があることにご留意願います。

①農地の集積 については、農地利用最適化指針において設定している農地の利用集積率の目標が80%以上の農業委員会では、当該目標の達成に向けた当年度の集積面積の目標を設定することとなります。農地利用最適化指針を策定していない又は農地の利用集積率の目標が80%未満の農業委員会では、県の「農業経営基盤強化促進基本方針」で定めた農地の利用集積の目標の達成に向けた当年度の集積面積の目標を設定することとなりますが、県目標に対し、農業委員会が地域の実情に応じて弾力的に目標を設定できるものとなっています。

②遊休農地の解消 については、従来は現在の遊休農地の全てを対象として目標設定がなされていましたが、ガイドラインでは、令和3年度の利用状況調査で判明した「緑区分」の遊休農地を令和4年度から8年度までの5年間で解消に向けて目標設定することとなります。「黄区分」の遊休農地については、基盤整備事業の実施に向けた解消のための工程表を作成することが目標となります。また、前年度に新たに発生した緑区分の遊休農地は、当年度の解消目標として設定することになり、再生不可能な荒廃農地については、非農地判断の取組みを図っていきます。

| 「新たな農地利用最適化」における活動記録簿の記帳の留意点 | |
|--|--|
| 活動記録簿に日常活動である「農地の見守り」活動・「仲間への声掛け」活動の記入を | |
| 活動記録簿の記入例 | |
| これまでの活動記録の記入例 予め決まっている会議への参加と事務局からの依頼による取り組みが中心 ①総会に参加した ②今月の総会に係る案件に現地調査立会 ③農地パトロールに参加 | これからの活動記録の記入例 日々の「農地の見守り」活動・「仲間への声掛け」活動の記帳 ①畦道を歩いていたらAさんに会い、来年から自分の田んぼを貸したいと頼まれた(担い手への農地集積) ②朝、田んぼに行く途中でOでイノシシが圃場にいるのを発見した(耕作放棄の兆候の把握、遊休農地の発生(防止・解消)) ③集落の懇親会でDさんから来年は畑をやめたいとの話を聞いた(担い手への農地集積) ④人・農地プランの話し合いに参加するようにE、Fさんに電話した。 ⑤家からOまでの圃場の無事を確認した。 |

③新規参入の促進 については、新規参入者への貸付等について同意を得た農地を公表することとなり、その目標面積については平成28年度から平成30年度までの各年度の権利設定等の面積の平均の1割以上となるよう設定することとなりました。

[活動日数目標] については、成果目標の達成に向けて、地域の実情を勘案しつつ最適化活動に必要な「活動日数」の目標を設定することとしています。農業委員会活動を農業者等の理解を得て効果的に実施するためには、活動の「見える化」が不可欠であることから、これまでも活動日誌や活動記録簿への記帳を推進してきましたが、これからは周辺農地の見守りや農家への声掛け活動など、多岐にわたり日常的に行われている最適化活動を活動記録簿への記帳を徹底していくこととされました。活動時間にかかわらず最適化活動を行った場合は、忘れずに活動記録簿に記帳しましょう。

みやぎアグリレディス21が県農政部長に農林水産大臣賞受賞を報告

みやぎアグリレディス21が4月8日に、宮城県農政部の宮川耕一部長を表敬訪問し、令和3年度農山漁村女性活躍表彰(主催:農山漁村男女共同参画推進協議会・(一社)未来農業創造研究会)の女性地域社会参画部門(組織の部)において、最優秀賞の農林水産大臣賞を受賞したことを報告しました。

市町村長、市町村議会議長等への農業委員会への女性登用促進要請等の活動が評価されたもので、伊藤恵子会長は「この受賞は、これまでの活動に御支援をいただいた宮城県農業会議と、御理解と御指導をいただきました宮城県や市町村農業委員会等の皆様のお陰と感謝しておりま

す」と挨拶しました。宮川部長は「女性登用が更に進み宮城県の農業が活性化するよう、男女共同参画の理解促進や女性リーダーの育成支援等の取組みを進めていきたい」と話されました。



宮城県農業法人協会は活発に活動しています

宮城県農業法人協会(会長:日野雅晴氏 登米市(有)日野畜産代表取締役)は、3月3日に「現地視察及び法人セミナー」を石巻市河北で開催し、会員36人の参加がありました。

最初に、石巻地域事例紹介として、(有)高須賀農産からは、GAPを取り入れた経営について、(有)アグリードなるせからは、6次産業化について報告いただきました。また、本会及び農林中央金庫仙台支店(支店長:徳永雄亮氏)で取り組んだ「スマート農業“経営効果”実証プロジェクト」について、農林中央金庫仙台支店より報告いただきました。今年度は水稻農業のリモ-



日野会長と東北農政局経営・事業支援部長 吉永 宏喜氏(左)

トセンシングの経営効果実証に取り組んでおり、ドローンを用いて、圃場内の育成状況を計測し、そのデータ解析後にはセンシングマップに連動したラジコンヘリによる追肥を実施し、センシングに基づいて追肥を実践した圃場と慣行圃場の収量や費用、必要な労働力などについて報告いただきました。

また、現地視察として(株)デ・リーフデ北上と(株)宮城リスタ大川を見学しました。両法人とも津波被災地で営農を行っており、最新の技術を用いた取組や今後の展望など、積極的な質問により活発な意見交換が行われました。

さらに、宮城県農業法人協会では、令和4年3月16日に発生した地震による会員の被害状況調査を実施しました。今回は施設園芸、畜産経営体被害が多く、地盤沈下等による傾きやひび割れ、また、ハウスや灌水設備の破損が見られました。さらに、生産量の減少による売り上げの減少が見込まれることから、支援対策が必要である旨、被害状況の報告と要望を農林水産省及び宮城県へ要請しました。

お知らせ 「第24回全国農業担い手サミット in ふくい」開催決定について

全国から意欲ある農業者が集まり、自らの経営改善、地域農業・農村の発展を目指して交流する「第24回全国農業担い手サミット in ふくい」が開催されます。

1. 全体交流会 令和4年10月20日(木)
会場: サンドーム福井 福井県越前市
※ 同日午前、「令和4年度全国優良経営体

表彰式」(農林水産大臣賞除く)を開催予定
2. 地域交流会

- ①情報交換会 令和4年10月20日(木)
会場: 福井県内6か所
- ②現地研修会 令和4年10月21日(金)
コース: 福井県内32コース

農業委員会が非農地判断した土地の 職権による地目変更登記が可能です

農地法第30条の利用状況調査によって、農業委員会が再生利用は困難と判断し、土地所有者等に非農地通知した土地について、市町村長から申出書が提出されれば、不動産登記法の規定に基づき、法務局登記官の職権による地目変更登記（地方税法第381条第7項）ができることになりました。

非農地判断された農地について、農地所有者は地目変更登記を法務局へ申請するための書類作成や現地案内などの負担が大きいことから、登記申請手続きが滞っている者が多く見受けられます。また、市町村や農業委員会でも、登記

変更されなければ登記地目が農地のままであるため、行政の適切な運用に支障をきたすこともありました。

職権による地目変更登記ができることにより、農地所有者は申請書の作成や添付書類の収集、法務局への提出、現地案内が不要となります。

また、市町村や農業委員会でも、正しい地目登記情報が反映されることによって行政の適切な運用が行われるというメリットが生じます。

活用にあたっては、農業委員会・市町村税務関連部署・法務局との事前協議が必要ですのでご注意ください。

農業委員の認定農業者過半要件の例外規定が緩和されました

これまで原則として農業委員の過半数は認定農業者等とされており、その例外規定として、区域内の認定農業者数が農業委員定数の8倍を下回る場合（「認定農業者が少ない場合」）においては、市町村議会の同意により、「認定農業者等に準ずる者」（認定農業者等であった者、認定農業者の親族や認定就農者、担い手農業者等）を認定農業者等にみなすとされていました。

農業委員会法の一部改正（令和4年4月1日施行）により、この認定農業者過半要件の例外規定である「認定農業者が少ない場合」の基準が、農業委員定数の30倍を下回る場合に大幅に緩和

されました。この要件を適用する場合は、農業委員の4分の1以上を認定農業者等とすることが望ましいとされています。また、この要件の適用について市町村議会の同意が廃止されましたが、農業委員の任命に係る議案を市町村議会に提出する際には、例外規定について丁寧に説明することが適切であるとされました。

県が公表している市町村認定農業者数（R2.3月末現在）において、認定農業者過半要件の例外規定に当たらない県内の市町村は、大崎市、登米市、石巻市の3市のみとなっています。

令和4年度第1回理事会報告

4月15日に令和4年度第1回理事会を開催しました。決定事項は次のとおりです。

1 地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る宮城県運動

平成28年度から取り組んできた「地域の農地を活かし担い手を応援する宮城県運動」が終了し、今年度から農林水産省のガイドライン（2頁参照）に基づき、新たな3カ年運動として取り組んでいきます。

2 令和4年度情報提供推進事業方針

主な取り組みとして ①全国農業新聞の委員全員の皆購読と委員一人当たり年1部以上拡大 ②全国農業図書の積極的活用 ③農業委員会だよりの発行の促進です。

3 令和4年度農業者年金加入推進取組方針

本県の年間新規加入目標は、69人（うち39歳

以下40人、女性農業者13人）です。

制度改正により、加入しやすくなりましたので戸別訪問等を中心とした加入推進活動の取組みをお願いします。

新しく選任された新常設審議委員の御紹介 （4月15日理事会において選任）



板垣 文一
加美町農業委員会会長



江畑 正徳
みやぎ農業振興公社理事長

令和4年4月1日付け人事異動（前職）

退職3月31日付（事務局次長） 庄子 友夫

事務局次長兼農政部長（県） 渡邊 雅弘

専門員（農政部長） 森下 純一